

平成30年司法試験に厳正な合格判定を求める会長声明

2018年（平成30年）7月26日

兵庫県弁護士会

会長 藤 掛 伸 之

〈声明の趣旨〉

当会は、司法試験委員会に対し、平成30年度司法試験においては、1500人程度という合格者数にこだわるのではなく、法曹の質を確保できるよう、厳正な合否判定を求める。

〈声明の理由〉

1. 司法試験の受験者数は、新司法試験が実施されて以降、平成23年の8765人をピークに、平成27年は8016人（前年比1人増）、平成28年は6899人（前年比1117人減）、平成29年は5967人（前年比932人減）、本年（平成30年）は5238人（前年比729人減）にまで減少した。

これに対し、合格者数は、平成24年の2102人（合格率25.1%）をピークに、平成27年は1850人（合格率23.1%）、平成28年は1583人（合格率22.9%）、平成29年は1543人（合格率25.8%）となっている。

このように、近年は受験者数が減少しているにもかかわらず合格率が低下傾向にあったところ、昨年は突如合格率が上がっている。

他方、司法試験の合格点は、平成27年は835点、平成28年は880点、平成29年は800点であるところ、論文受験者の得点の中央値は、平成27年は791点台、平成28年は833点台、平成29年は776点となっている。これら合格点と中央値の差は、平成27年は44点台、平成28年は47点台、平成29年は24点となっており、十分な選抜機能が果たされていたら、合格点と中央値の差は広がっていくべきところ、昨年は逆に縮まっている。

これは、政府の法曹養成制度改革推進会議は平成27年6月決定において、司法試験合格者数を「1500人程度は輩出される」ことを目標としたことに伴い、例年どおり合否判定をすれば合格者が1500人を割り込む恐れがあったため、例年に比して合否判定の基準を緩和することで、1500人程度の合格者数を確保したものと、合理的に推測しうるところである。

2. 司法試験は、法曹になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり（司法試験法1条）、司法を担う者を選抜するという事柄の性質上、厳正な合否判定が求められる。

前述の法曹養成制度改革推進会議の平成27年6月決定にも、前述の1500人程度という目標は、「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでない」ことを明示している。

しかし、司法試験受験者数が減少し続けている現状において、単に合格者数を確保するためのみに合格ラインを引き下げられるということがなされれば、司法試験に期待される選抜機能が大きく損なわれ、合格者の質を制度的に担保できな

い事態を招きかねない。

3. 当会は、有資格者の過剰供給に伴う新規法曹の質の低下への懸念や弁護士の就職難等の弊害の深刻化を受け、平成22年3月、司法試験合格者は年間1000人程度とすべきであるとの「適正な法曹人口に関する総会決議」を行った。平成28年12月には、合格者数が1583名であった同年の司法試験の結果を踏まえ、「現実の法的需要が、平成15年以降、倍近くに増えた法曹有資格者の過剰供給を吸収できる状態から程遠い実態にあり、そのことの弊害がますます顕在化している」とし、「いま、供給過剰による弊害の進行を食い止め、法曹を目指すことの魅力を保持することは、司法制度存立の基礎を維持するために不可欠な事柄である。」として、「政府に対し、次年度以降の司法試験合格者数を、さらに大幅に減員する方針を、速やかに採用することを強く求める」との意見を他の弁護士会長と共同して表明した（「司法試験合格者数のさらなる減員を求める17弁護士会会長共同声明」）。そして、平成29年7月には、平成29年の司法試験につき、1500人程度という人数にこだわるのではなく、法曹の質の確保を実現するべく、少なくとも昨年（平成28年）以上の合格水準を維持・確保するよう、厳正な合否判定が行われることを求める会長声明を発しているところである（「平成29年司法試験に厳正な合格判定を求める会長声明」）。
4. 現行の法曹養成制度が質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入されたものであるとしても、社会の法的需要に応えるためには、まずは輩出される法曹が高い質を備えていなければ社会の法的需要に応えることすらできなくなることが懸念される。司法試験委員会は、受験者数が減少しているという現状の下で、合格者数という量の確保に拘泥するのではなく、まずは、社会の法的需要に応え得る高い質を備えた者を選抜することを優先すべきである。

したがって、当会は、司法試験委員会に対し、平成30年度司法試験の合否判定においては、1500人程度という人数にこだわるのではなく、法曹の質の確保を実現するべく、厳正な合否判定が行われることを求める。